

「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>第 17 条（契約料の支払い）</p> <p>被割り当て者となろうとする者は、<u>別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」</u>の定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。</p> <p>2.（削除）</p>	<p>第 17 条（契約料の支払い）</p> <p>被割り当て者となろうとする者は、<u>当センターが定める「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」</u>の定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。</p>
<p>第 18 条（IP アドレス維持料の支払い）</p> <p>被割り当て者は、当センターに対し、<u>別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」</u>の定めるところにより、IP アドレス維持料を支払う。（後略）</p>	<p>第 18 条（IP アドレス維持料の支払い）</p> <p>被割り当て者は、当センターに対し、<u>「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」</u>の定めるところにより、IP アドレス維持料を支払う。（後略）</p>
<p>第 19 条（IP アドレス移転手数料の支払い）</p> <p>被割り当て者は、2013 年 6 月 3 日以降に当センターが移転を承認し、被割り当て者が JPNIC 管理下の IP 指定事業者・被割り当て者以外の組織または個人（以下「他レジストリ契約組織」という）から、IP アドレスの移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、<u>別紙「契約料・維持料・手数料の額および支払い方法」</u>の定めるところにより、IP アドレス移転手数料を支払う。</p>	<p>第 19 条（IP <u>v4</u> アドレス移転手数料の支払い）</p> <p>被割り当て者は、2013 年 6 月 3 日以降に当センターが移転を承認し、被割り当て者が JPNIC 管理下の IP 指定事業者・被割り当て者以外の組織または個人（以下「他レジストリ契約組織」という）から、IP <u>v4</u> アドレスの移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、<u>「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」</u>の定めるところにより、IP <u>v4</u> アドレス移転手数料を支払う。</p>

2. 前項にかかわらず、IP 指定事業者、被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約を締結して、IP アドレスの移転を受けようとする場合に限り、IP アドレス移転手数料は、第 17 条の契約料に含まれるため、IP アドレス移転手数料の支払いは不要とする。

2. 前項にかかわらず、IP 指定事業者、被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約を締結して、IP v4アドレスの移転を受けようとする場合に限り、IP v4アドレス移転手数料は、第 17 条の契約料に含まれるため、IP v4アドレス移転手数料の支払いは不要とする。

(付則)

1. この規則は、IP アドレス等料金体系改定に伴い、2011 年 8 月 31 日に改正され、2011 年 10 月 3 日より実施する。
2. 第 17 条の定めにかかわらず、当センターから既に IP アドレスの割り振り、割り当て、または AS 番号の割り当てを受けている者は、契約料の支払いを免除する。
- ~~3. IP アドレス維持料の額について、JPNIC 正会員である被割り当て者には、算出した IP アドレス維持料から 100,000 円を減じた金額を請求する。ただし、減額前の IP アドレス維持料額が 100,000 円に満たない場合は、請求をしないこととする。~~
- ~~4. 第 18 条第 3 項の定めにかかわらず、2013 年度までは IP 指定事業者として割り振りを受けた IP アドレス、割り当てを受けた PI アドレス、歴史的 PI アドレスを合計せず、別々に IP アドレス維持料を算出して支払うことができるものとする。この場合の前号の減は、IP アドレス維持料の合算額から行うものとする。~~
5. この規則は、IP アドレス等料金体系一部改定に伴い、2012 年 12 月 10 日に改正され、2013 年 2 月 12 日より実施する。
6. この規則は、IP アドレス移転手数料の導入に伴い、2013 年 4 月 1 日に改正され、2013 年 6 月 3 日より実施する。
7. この規則は、PI アドレスの割り当てを受ける資格の対象追加に伴い、2013 年 6 月 25 日に改正され、2013 年 7 月 30 日より実施する。
8. この規則は、消費税改定に伴い、2014 年 1 月 31 日に改正され、2014 年 4 月 1 日より実施する。
9. この規則は、消費税改定に伴い、2019 年 8 月 1 日に改正され、2019 年 10 月 1 日より実施する。

(付則)

1. この規則は、IP アドレス等料金体系改定に伴い、2011 年 8 月 31 日に改正され、2011 年 10 月 3 日より実施する。
2. 第 17 条の定めにかかわらず、当センターから既に IP アドレスの割り振り、割り当て、または AS 番号の割り当てを受けている者は、契約料の支払いを免除する。
3. この規則は、IP アドレス等料金体系一部改定に伴い、2012 年 12 月 10 日に改正され、2013 年 2 月 12 日より実施する。
4. この規則は、IP v4 アドレス移転手数料の導入に伴い、2013 年 4 月 1 日に改正され、2013 年 6 月 3 日より実施する。
5. この規則は、PI アドレスの割り当てを受ける資格の対象追加に伴い、2013 年 6 月 25 日に改正され、2013 年 7 月 30 日より実施する。
6. この規則は、消費税改定に伴い、2014 年 1 月 31 日に改正され、2014 年 4 月 1 日より実施する。
7. この規則は、消費税改定に伴い、2019 年 8 月 1 日に改正され、2019 年 10 月 1 日より実施する。
8. この規則は、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」の新設に伴い、2023 年 1 月 27 日に改正され、2023 年 3 月 31 日より実施する。

別紙

契約料・維持料・手数料の額および支払い方法

1. 契約料

契約料は次の表の通りとする。

<u>課金種別</u>	<u>費用</u>
<u>契約料</u>	<u>275,000円(うち消費税25,000円)</u>

注1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。

注2) 契約料は事由のいかんを問わず返還しない。

2. 契約料の支払い方法

契約料は、当センターより被割り当て者に請求する。被割り当て者は、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

3. (削除)

4. IPアドレス維持料

IPアドレス維持料は、毎年4月1日0:00の割り当てアドレス数の総量に基づき、以下の計算式によって算出する。

・IPv4アドレスに基づく算出

—— $(65000 \times 1.3^{(\log_2[\text{IPv4 アドレスの総数}] - 9)}) + \text{消費税および地方消費税相当額(単位: 円)}$

・IPv6アドレスに基づく算出

—— $(65000 \times 1.3^{(\log_2[\text{IPv6 アドレスの}/56 \text{ の個数}] - 23)}) + \text{消費税および地方消費税相当額(単位: 円)}$

この場合において、被割り当て者がIPv4アドレスおよびIPv6アドレスの両方のPIアドレスの割り当てを受けているときであっ

(削除)

~~ても、いずれか一方金額の多い方の IP アドレス維持料を支払えば足りるものとする。~~

~~注5) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。~~

~~注6) IP アドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。~~

5. IP アドレス維持料の支払方法

~~当センターは前記別紙4にて算出した IP アドレス維持料を被割り当て者に対して請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。~~

6. IP アドレス移転手数料

課金種別	費用
移転手数料	他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1 件につき 88,000 円(うち消費税 8,000 円)

7. IP アドレス移転手数料の支払い方法

~~IP アドレス移転手数料は、IP アドレス移転申請提出後に当センターより請求し、実際に IP アドレスの移転を受ける前に、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。当該 IP アドレス移転手数料の支払いがない場合、JPNIC は当該 IP アドレス移転申請にかかる IP アドレス移転を承認しない。~~

8. 遅延利息

~~被割り当て者は、IP アドレス維持料について支払期目を過ぎても支払いがない場合、未払い IP アドレス維持料に対する支払期目の翌日から支払いの日の前日まで、一年 14.5 パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。~~